

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 7 年 1 1 月 1 8 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和7年8月22日から令和7年9月21日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計9件の御意見をいただき、うち8件は本件に関する御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	【皮膚等障害化学物質の告示化について】 皮膚等障害化学物質等を告示により規定することには反対します。化学物質の有害性は単一物質ではもちろん、混合物であっても濃度の違いがない限り不変であると考えます。 であるなら、製品評価技術基盤機構（以下、NITE）のGHS分類の公表をもって、事業者が自律的な対応を行うことで十分であると考えます。NITEによるGHS分類が公表されているにもかかわらず、その後に厚生労働大臣が定めるものを告示することは、事務処理に時間を要し非効率的であり、その間に労働災害が発生するリスクを無視できないと考えます。 なにより法令順守型規制に戻ってしまうことで、自律的な化学物質管理に逆行するのではないのでしょうか。	労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第594条の2第1項において、皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、<u>健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質等（皮膚等障害化学物質等）</u>を製造又は取り扱う際には、一部の業務を除き、不浸透性の保護衣等の適切な保護具を使用させなければならないと規定しており、現行は、皮膚等障害化学物質等を通達「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（令和5年7月4日付け基発0704第1号）」で示しています。 本改正は、これまで通達において示してきた皮膚等障害化学物質等について、告示で明確に定めるもので義務対象物質を変更するものではありません。 また、新たに皮膚等障害化学物質等を追加する等の告示改正を行う際には、該当物質の含有の調査等、SDSの修正、リスクアセスメント及びばく露防止措置等の適正な実施のための準備期間を設けるため、政

		府GHS分類の公表から約2年後（削除は即日適用）の適用を予定しています。なお、安衛則第594条の3第1項において、皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなもの以外の物質については、適切な保護具の使用に係る努力義務を置いています。従って、国が行う化学物質の有害性の分類（政府GHS分類）で「皮膚腐食性・刺激性」等の項目で区分がついた物質についても、告示が適用されるまでの間は、新たな有害性の区分を含む有害性の程度等も踏まえ、適切な保護具の着用させるよう努める必要があります。
2	【皮膚等障害化学物質等に係る告示の施行期間について】 SDS作成のためのプログラムやデータの修正、譲渡提供先への周知、リスクアセスメント等を考慮すると皮膚刺激性有害物質の指定の告示から施行までの間は最短でも2年間は必要なので、施行日の設定にあたってはご配慮の上、制度化をお願い致します。	政府GHS分類の結果に基づき、新たに皮膚等障害化学物質等の追加等を行う告示改正を行う際には、施行日は政府GHS分類の公表の約2年後（削除は即日適用）を予定しています。
3	【皮膚等障害化学物質等の対象について】 皮膚等障害化学物質等の指定につき、猶予期間が設けられることはSDS作成やリスクアセスメント実施にあたり非常にありがたい改正と存じます。 さて、今回の皮膚等障害化学物質等を告示で指定するにあたっては、既に公開されている「皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行））及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト」のようなものが作成されるものと思慮しますが、現行リストには特化物が含まれていること、各種通達で「皮膚等障害化学物質等」と「皮	本改正に基づき定める告示においては、皮膚等障害化学物質から除かれる物質について、「（鉛、一・三—プロパンスルトン、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十六条第一項各号に掲げる物（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。）を除く。）、<u>令別表第三に掲げる物</u>、令別表第四第六号に規定する鉛化合物及び令別表第五第一号に規定する四アルキル鉛以外の物に限る。）であって、次のイ又はロに該当するもの」と記載することとしており、ご指摘の特定化学物質は、<u>令別表第三に掲げる</u>

	膚等障害化学物質」の用語が併用されていること、などにより、特化物が「皮膚等障害化学物質等」に含まれるか否か解釈し辛く感じております。（「皮膚刺激性有害物質」、「皮膚吸収性有害物質」には該当しないことは理解しております。）「皮膚等障害化学物質等」はSDSの該当法令に記載することとされている通達も出ておりますので、今回の省令改正及び告示制定においては「皮膚等障害化学物質等」に特化物が含まれるか否かが明確にわかるような規程ぶりとなることを望みます。	物として、皮膚等障害化学物質には該当しません。 なお、現行の皮膚等障害化学物質についても、「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」（令和5年7月4日付け基発0704第1号）において、「特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く」としております。
4	【事業廃止について】 がん原性物質を製造や取り扱う業務がある場合で、事業者が事業を廃止する場合に記録提出の規定となるようですが、事業の廃止がどの範囲まで指すか示してほしい。（会社全体の廃止、特定業務の廃止、対象物質の使用中止他）	「事業を廃止しようとするとき」とは、事業の廃止により事業者が会社を解散してしまう場合であり、会社の一部の事業を廃止した場合は含まれません。 事業廃止の考え方については、施行通達等で示すことといたします。
5	【がん原性物質について】 特化物とがん原性物質の両方に該当する場合、事業廃止時の労基署への記録提出は二重にしなければならないのか？ また、記録が提出されているということは、労基署のホームページなどで確認することができるのか？	がん原性物質は、政府GHS分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物と規定されていますが、特化則第38条の3に規定する特別管理物質及びエタノールは除くこととしており、保存される記録の重複はないものと考えております。 また、労働基準監督署に報告された資料については、ホームページ等では公表しておりません。後日、労働者が記録等が必要となった場合には、所轄の労働基準監督署で必要な手続きを行っていただくことを想定しています。
6	【がん原性物質に係る記録の報告について】 本改正や特化則53条においては、事業者が労働基準監督署長に対して、報告することになっているが、破産や会社を廃止しようとする場合について、対応できるように清算人や管財人の文言が必要ではないか？	本規定は、特化則等と同様の規定内容としており、事業を廃止しようとする際には、基本的に清算前までにご提出いただくことを想定しています。ご指摘のような場合には、適切に提出いただくよう労働基準監督署から働きかける等により対応します。

7	【派遣労働者に係るがん原性物質の記録提出義務等について】 がん原性物質を製造・取り扱う業務に従事する労働者の健康診断結果等について、事業廃止時に所轄労働基準監督署長へ提出する規定が新設されることは、晩発性の健康障害への対応として重要である。 しかし、派遣労働者の場合、業務指示は派遣先が行う一方、記録提出義務は雇用主である派遣元に課されるため、派遣先が「正しい業務内容」を通知しない限り、記録が作成されず提出もされないおそれがある。 現場では派遣元が「派遣さえすれば後は放置」という実態があり、派遣社員に対する安全管理が形骸化している。さらに、派遣契約の締結や就業条件の明示をグループ企業等に外部委託している派遣元も存在し、「名ばかり派遣元責任者が担当営業に全てを丸投げする構図」のため、派遣契約の更新遅れや実態とは異なる就業条件の明示が発生するといった事例もある。加えて、担当営業の業務負荷を低減するためなのか、派遣労働者本人に「業務内容は明示通りか?」「有機溶剤を取り扱ったかどうか?」を報告させる運用も見受けられ、これは本来の責任構造に反し、派遣労働者本人の報告がなければ記録漏れの原因となる。 よって以下の制度改正を提案する。 ・派遣契約終了時点で、がん原性物質の取り扱い有無に関わらず、派遣元が記録提出義務を負うことを明文化すること。 ・契約当事者が複数存在する場合、記録保存・提出義務の所在が曖昧になるため、契約当事者（派遣元事業者等）は就業先事業所を一か月に一度は定期巡回し、現地現物でのリスクアセスメントの実施とその記録を残すことを義務付ける。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）において派遣労働者の安全確保のための措置については、派遣先事業者が実施することとされており、安衛則第 577 条の 2 第 5 項及び同条第 11 項に規定された記録等の保存については、派遣先事業者が保存することを義務付けています。 そのため、本改正では、派遣先事業者が派遣労働者の健康診断結果等の対象記録の保存義務を負い、当該派遣先事業者が事業を廃止する場合に、当該記録が散逸しないよう、所轄の労働基準監督署長に報告を義務づけるものです。
---	--	--

8	【がん原性物質に係る制度の実効性向上について】 事業廃止時の記録の提出については全面的に賛成します。万が一の労働災害発生時に過去にさかのぼって追跡し労働者の保護の推進、副次的効果として当該記録作成の徹底にもつながると考えます。 がん原性物質に関する健康診断結果やばく露記録の保存期間延長、事業廃止時の提出義務の新設は、労働者の健康障害防止に資する重要な改正と考える。制度の実効性を高めるため、以下の点について追加・強化を求める。 ・有期雇用者の契約終了後は、健康診断結果やばく露記録を所轄労働基準監督署長へ提出すること。 ・違反行為に対する罰則規定を整備し、制度遵守と申告の安心感を担保すること。なお、この項目は努力義務ではなく、履行が求められる法的義務として制度化し、罰則や行政指導により実効性を担保されたい。	安衛則第 577 条の 2 第 5 項及び同条第 1 1 項において、リスクアセスメント対象物に係る記録等は 5 年間、がん原性物質に係る記録等は 30 年間の保存が義務付けられており、この保存期間内においては、対象労働者が在職しているか否かに関わらず保存義務を負います。また、本改正による記録の保存義務の規定には罰則が設けられています。 これらのことから、事業者は、有期雇用労働者が雇用契約終了により離職した場合であっても、保存期間内は引き続き当該労働者の記録の保存義務を負っており、保存期間満了前に廃棄した場合は罰則が適用されます。
---	--	--

○ 本省令案とは直接関係の無い御意見

1	・派遣労働者に係る雇用契約や安全配慮義務等に関する御意見 ・がん原性物質に係る記録等の保存及び閲覧に関する御意見 ・雇用契約時の通知事項等に関する御意見 ・安全衛生管理に関する御意見 ・家庭用品の表示に関する御意見 ・通報窓口設置に関する御意見	いただいた御意見は今後の制度改正における参考とさせていただきます。
---	---	--